

SMBC China Monthly

第242号 ■ 2025年12月・2026年1月

編集・発行:三井住友銀行 グローバル・アドバイザリー部

【目 次】

経済トピックス	中国 2026年の成長率は+4%台前半に低下	
日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也		2~4
税関関連情報	国家外貨管理局よりクロスボーダー投資・融資改革を進める 複数の利便措置が発表	
TJCCコンサルティンググループ 副総經理 劉 航		5~6
法務レポート	新「反不正競争法」における商業賄賂規定の改正	
キャストグローバルコンサルティング(上海)有限公司 法務顧問・中国弁護士 胡 業超		7~10
人事・労務関連情報	中国におけるAIの職場活用	
PERSOLKELLY China Co., Ltd. 英創人材服務(上海)有限公司 Director 井手 寛暁		11~12
マクロ経済レポート	中国経済展望	
日本総合研究所 調査部 副主任研究員 室元 翔太		13~17
為替情報 通貨見通し	■中国人民元 ■香港ドル ■台湾ドル	
三井住友銀行 市場営業統括部 シニア・エコノミスト 大野 悠治		18

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださいようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

TOPICS

経済トピックス

中国 2026年の成長率は+4%台前半に低下

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

主任研究員 佐野 淳也

E-mail: sano.junya@jri.co.jp

■年後半は景気減速

中国景気は、2025年前半は堅調に推移したものの、年後半は減速に転じた。1~6ヶ月期の実質GDP成長率は前年同期比+5%超の高い伸びを記録したものの、7~9ヶ月期は同+4.8%と、4四半期ぶりに+5%を下回った(右上図)。

需要項目別にみると、内需関連が政策効果で年前半は高めの伸びになったものの、後半は同効果が次第にくろ落し、景気減速の主因となった。

消費は、耐久消費財の買い替え補助金による押し上げ効果が発現し、自動車関連や家電を中心に、年前半の小売売上高を押し上げた。補助金の増額(2024年:1,500億人民元→2025年:3,000億人民元)と対象品目の拡大(スマートフォン等)が奏功した。しかし年後半は、補助金の交付額が年前半の1,620億人民元から1,380億人民元に縮小したことや、昨年から補助金の対象となっている冷蔵庫、テレビ、エアコン等の家電製品の買い替えが一巡したことから、消費の増勢が鈍化した。

固定資産投資は、設備更新支援補助金の増額(2024年:1,500億人民元→2025年:2,000億人民元)による製造業設備投資の増加や、重点プロジェクトによるインフラ投資の増加を背景に、年前半に拡大した。しかし、年後半はこうした政策効果のはく落により減衰傾向をたどった。

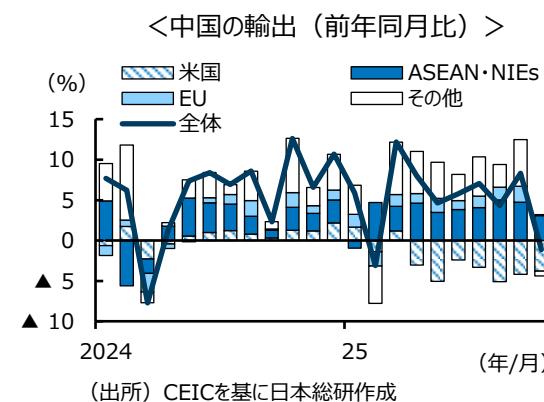
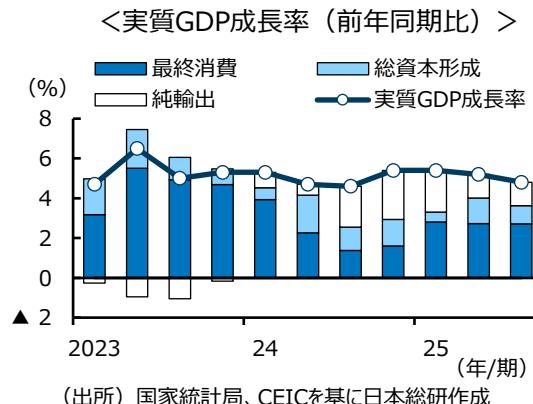
一方、外需は増勢を維持した。地域別にみると、対米輸出はトランプ関税の影響で、4月以降前年同月比▲5%程度の減少が続くようになった。しかし、ASEAN・NIEs、EU等、他地域向けの輸出がおおむね順調に伸長したため、輸出全体では拡大が続いた(右下図)。

10~12ヶ月期も内需の減速が響き、成長率の低下が続くと見込まれる。もっとも、年前半の高成長により、2025年通年では+4.9%成長と、政府目標(+5%)をほぼ達成する見通しである。

■2026年はさらに成長鈍化

2026年は、内外需とも減速し、成長はさらに鈍化すると予想される。まず、内需減速の背景として、次の三つの要因が挙げられる。

第1に、政策による消費押し上げ効果のさらなる減衰である。すでに買い替え効果が一巡している家電製品に加えて、新たに補助金の対象に加わったスマートフォン等のデジタル製品や、補助対象(使用年数、排ガス基準)が拡大された自動車についても、年明け以降反動減に直面する。すでに主な耐久消費財が補助対象となっているため、仮に政府が補助金の規模や対象品目を今後拡大したとしても、その押し上げ効果は限定的にとどまる予想される。雇用・所得環境の低迷や先行きへの改善期待の弱さを背景に、消費者マインドの自律的回復が見込み薄であること、こうした傾向に拍車をかけるだろう(次頁右上図)。



第2に、不動産不況による逆資産効果である。2024年秋以降、政府が住宅ローン金利の引き下げや住宅購入に関する税金の減免といった不動産市場対策を講じた結果、一部の都市では住宅販売が持ち直す等、一定の効果がみられた。ところが、こうした政策効果は足元で薄れつつあり、住宅の需給悪化と価格下落が深刻化している(右中図)。中国の家計資産の5割は住宅資産であることから、住宅市場の低迷による逆資産効果が個人消費を下押しする見込みである。

第3に、固定資産投資の伸び悩みである。設備更新補助金の効果が一巡し、今後は反動が現れることや、政府や企業が過剰生産能力を解消する方針を相次いで打ち出していることから、製造業の設備投資は軟調に推移すると予想する。また、不動産投資も住宅市場の低迷により回復は望めない。残るインフラ投資については、政府が9月に発表した5,000億人民元規模の新型政策金融ツールにより、今後持ち直しに転じる見通しである(右下表)。もっとも、設備投資と不動産投資のマイナス分を打ち消すほどの回復は見込み薄であり、固定資産投資は総じて停滞すると予想する。

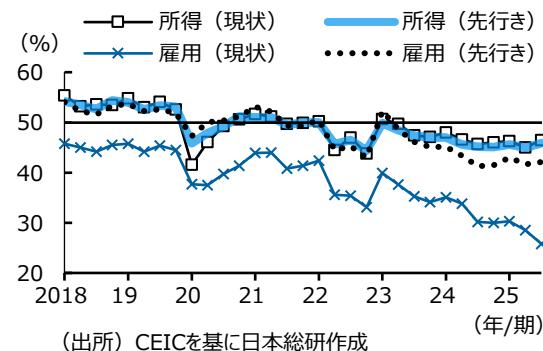
外需も減速が見込まれる。2025年前半に発動した違法薬物対策関税と相互関税(累計20%)による対米輸出へのマイナス影響が継続することに加えて、米国が今後発動する見込みの半導体関税が輸出全体を下押しする。2025年の輸出が増勢を維持した主因は、半導体関税の発動を前にした、①ASEAN・NIEsから米国への電子機器(スマートフォン、コンピュータ等)と半導体の駆け込み輸出、②中国からASEAN・NIEsへの中間財の輸出、が増えたためである。米国は、半導体と電子機器両方への関税引上げを検討しており、それが発動されれば、ASEAN・NIEsの対米輸出減少が生じ、中国からこれら地域向けの輸出も減速が避けられない。

これらを総合すると、2026年の実質GDP成長率は+4.2%と、前年実績を大きく下回る見通しである(次頁右上図)。年後半以降は、米国の20%関税の影響が一巡することで外需を中心に経済へのマイナス影響の一部が緩和されるものの、景気を上向かせるには至らないと考えられる。

2027年については、住宅市場の底打ちによる消費者マインドの改善等を背景に内需が持ち直し、実質GDP成長率は+4.5%に上向くと予想される。

なお、2025年10月に発表された第15次5ヵ年計画草案には、経済成長率の数値目標が盛り込まれなかつたが、1人あたりGDPを「中レベルの先進国」に到達させるという目標が設定された。これに関連して、

<消費者心理(中国人民銀行)>



<住宅在庫と住宅価格(前年比)>



<新型政策金融ツール>

実施金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 三つの政策銀行：国家開発銀行、中国農業開発銀行、中国輸出入銀行
手法	<ul style="list-style-type: none"> 各政策銀行子会社が調達した資金を重要プロジェクトを実施する企業に投下(出資)
	<ul style="list-style-type: none"> これを呼び水として、企業は追加の銀行融資などで資金を調達
資金投入総額	5,000億人民元
投入プロジェクト	都市インフラ(交通、地下管網など)
	デジタル経済、AI
	商業モール
プロジェクト総投資額	7兆人民元

(出所) 国家発展改革委員会、各種報道を基に日本総研作成

(注) プロジェクト総投資額は、国家発展改革委員会が言及した額。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださいようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

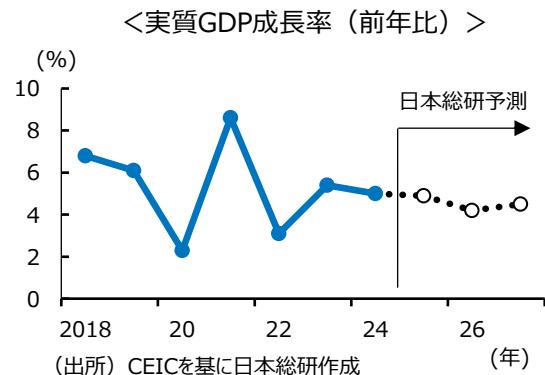
2025年11月5日付『South China Morning Post』紙は、共産党が第15次5カ年計画草案のガイドブックのなかで、人口減等も勘案して、2026～35年は年平均+4.17%の経済成長が必要と指摘した、と報じている。これを踏まえれば、2026～35年の10年間については、年平均+4%台前半の経済成長の達成を念頭に政策運営が行われる見込みである。

■二つの景気下振れリスク

中国経済は、さまざまな景気下振れリスクを抱えており、成長率が想定以上に下振れた場合、政府は補助金・投融資の拡大等に軸足を置いた景気対策を実施する予想する(右中表)。景気対策発動のトリガーとして想定される下振れリスクとしては、次の2点が指摘できる。

一つ目は、米中貿易戦争の再燃リスクである。2025年10月の首脳会談および二国間交渉の合意により、対立の先鋭化は回避されたものの、あくまで一時的な「休戦」という位置付けであるため、再び対立激化に向かう可能性は小さくない。たとえば中国は、レアアースの対米輸出規制等の発動を1年間延期したにすぎない。このため、何らかのきっかけで中国がレアアース規制を発動し、米国が制裁関税で対抗、中国がさらなる関税で報復する、といった展開となって、世界貿易が急速に冷え込む可能性も否定できない。

二つ目は、習近平政権の政策に起因する経済活動停滞のリスクである。とりわけ、腐敗対策の強化と不透明な法運用が挙げられる。習近平政権は、党や政府幹部等の腐敗取り締まりを強化しているが、2025年5月に宴席や会食を抑制する「儉約令」を強化したところ、会食等の全面禁止と解釈され、レストラン等の売上が失速する事態を招いた(右下図)。習近平一強体制の下では、トップの指示を忖度・拡大解釈する動きが生まれやすく、自由な経済活動が抑制されるリスクがある。また、政府調達における国産品優遇や安全保障関連での曖昧な法運用が続ければ、外資企業の中國内での事業縮小を引き起こす恐れもある。



＜4中全会での採択事項（景気関連）＞

当面の経済運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年の年間経済・社会目標の達成に注力 ・「消費促進特別行動計画」などの着実な実施
第15次5カ年計画（2026～30年）の草案	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的な範囲での経済成長の維持 ・内需主導の経済成長とけん引力の強化 ・科学技術の自立自強を通じた新質生産力の発展 ・内巻（過剰生産・過当競争）式競争の是正

(出所) 「中国共産党新聞網」、各種報道を基に日本総研作成



TOPICS	税関関連情報	TJCCコンサルティンググループ
国家外貨管理局よりクロスボーダー投資・融資改革を進める 複数の利便措置が発表		副総経理 刘 航 Email: shinki@tjcc.cn
SMBC China Monthly		

国家外貨管理局より2025年9月15日に「クロスボーダー投融資の外貨管理改革深化に関する事項に関する通知」(匯發[2025]43号)が公布されました。本通知はクロスボーダー投資・融資の利便性をより高めることを目的としたもので、一連の利便措置が打ち出されました。本通知は公布日より施行されています。

本通知では主に「クロスボーダー投資の外貨管理改革の深化」、「クロスボーダー融資の外貨管理改革の深化」、「資本取引収入・支出の利便政策の最適化」という3方面の内容が含まれていますが、その具体的な内容を以下にまとめました。

1. クロスボーダー投資 (FDI) の外貨管理改革の深化

①国内直接投資の初期費用の基本情報登録を廃止

海外投資家が中国国内でのFDI企業設立前に、初期費用を送金する必要がある場合、口座を開設して資金を送金できるようになった。

②FDI企業による国内再投資の登録を廃止

FDI企業が外貨資本金およびその外貨売却により得た人民元資金で国内再投資を行う場合、被投資企業または持分譲渡側が受け入れに関する国内再投資登録を行う必要がなくなり、関連資金を直接、関連口座へ振替できるようになった。本内容は事前に一部の省/都市で試行されてきたが、試行状況が良好であったことから、今回全国まで拡大された。

③FDI項目下における外貨売買利益の国内再投資を許可

FDI企業が中国国内で合法的に発生させた外貨為替差益、海外投資家が合法的に取得した外貨売買利益は、中国国内で再投資に用いることができるよう明確化された。

2. クロスボーダー融資の外貨管理改革の深化

全国範囲で、ハイテク中小企業、「専精特新」企業(専門性・精密性・特徴性・革新性を持つ中小企業)、科学技術型中小企業の外債借入枠が1,000万米ドル相当で統一された。さらに、「イノベーションスコア制(中国語:創清新積分制)」で選定された優良企業の一部に対しては2,000万米ドル相当へ引き上げられた。枠内であれば、企業は自主的に外債を借り入れることができ、全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理や「投注差」管理といった従来の制限の適用を受けない。外債の契約登録手続も簡素化され、企業は前年度または直近の監査報告書を提出しなくてよい。

今回の通知では、認定基準に初めて「イノベーションスコア制」と呼ばれる方式が導入されたが、差別化された外債枠を設定することで、クロスボーダー融資の利便措置に、より企業の活性化を促す機能を持たせた形となった。より多くの金融資源をイノベーション能力の高い企業へと集中させ、資金調達チャネルの拡充と総合コストの低減を後押しする内容となった。

3. 資本取引収入・支出の利便政策の最適化

①資本取引収入の使用に対するネガティブリストを縮小

自己使用する以外の住宅性不動産購入に充てることを禁ずる制限を撤廃。企業の資金の自主的使用の範囲がさらに拡大された。ネガティブリスト縮小後も残る禁止使用事項は主に以下3種類。

(1) 国の法律法規で禁止されている支出に、直接的または間接的に使用してはならない。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面的専門家にご相談くださいようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

- (2) 明確な規定がある場合を除き、証券投資やその他の投資性理財商品に、直接的または間接的に使用してはならない（リスク評価が2級を超えない理財商品および構造性預金は除外）。
- (3) 非関連企業への貸付に使用してはならない（営業範囲で明確に許可される場合を除く）。

②資本取引外貨収入の送金業務の最適化

銀行が顧客企業のコンプライアンス状況やリスク等級等に基づいて、自主的に事後のランダム検査の割合や頻度を決定できるようにして企業の業務利便性を高めることで、外資企業の対中投資・事業環境の最適化を支援。

③海外個人による中国国内の住宅購入に係る外貨決済の利便化

粵港澳大湾区（グレーター・ペイエリア）で試行実施されていた、香港・マカオ居民への住宅購入における外貨決済の利便化措置が全国へ拡大され、適用対象がすべての要件を満たす「海外個人」へと拡大された。海外個人は、不動産主管部門および各地域の住宅購入資格を満たしている条件下で、不動産主管部門からの購入登録証明書を取得する前でも、不動産購入契約/協議をもとに先行して銀行にて住宅購入に係る外貨決済手続を行うことができ、あとから銀行へ購入登録証明書を提出すればよくなつた。

本通知では「クロスボーダー投資・融資の外貨管理の利便政策の実務手引き」も合わせて公布されており、各政策内容の取扱いに対して詳細な指針が提供されています。条件に合致する企業においては、積極的に関連資格の申請を行い、政策メリットを最大限活用できるようになさってください。

TJCC コンサルティンググループ

1997年の設立以来、日本・中国各地で600社以上の外資系企業サポート実績。

100人のプロフェッショナルが中国の会計税務・通関管理・人事労務等、経営全面に渡って単なる解決案の提供だけでなく、実行から成果まで保証。

2021年には書籍『中国通関Q&A100』を出版。

劉 航(リュウ コウ)

1994年広州中山大学日本語科卒。(株)東芝広州事務所、(旧)日商岩井広州支店勤務の後、2002年TJCC入社。中国・日本各地でTJCC主催セミナーのほか、商工会、JETRO等主催のセミナー講師も務める。

得意分野：通関管理、企業投資・統廃合・移転・来料法人化関連

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

REPORT	法務レポート	キャストグローバルコンサルティング(上海)有限公司 法務顧問・中国弁護士 胡 業超 Email: huyechao@castglobal-consulting.com.cn
新「反不正競争法」における商業賄賂規定の改正		
SMBC China Monthly		

新たに改正された「中華人民共和国反不正競争法」(以下「反不正競争法」)が、2025年10月15日から正式に施行されている。改正後の「反不正競争法」は、従来の33条から41条へと条文が追加された。改正内容は、総則、不正競争行為、不正競争の嫌疑にかかる行為に対する調査、法律責任および附則の各章を網羅しており、主として、悪意による混同惹起、商業賄賂、虚偽の取引、不法なデータ取得、プラットフォームの過剰な低価格競争、大企業による優越的地位の濫用等の行為に関連している。本稿では、紙幅の都合上、日系企業が一般的に関心を寄せる商業賄賂に関する規定の変化のみを簡潔に紹介する。

まず、今回の「反不正競争法」改正のうち、商業賄賂に関する改正は主に2カ所である。具体的に、以下の通り対照して示す。

「反不正競争法」(2019.04.23)	「反不正競争法」(2025.10.15)
<p>第七条 経営者は、取引の機会または競争の優位性の取得をはかるため、財物その他の手段を採用して次に掲げる単位または個人に賄賂を贈ってはならない。(一)取引相手方の業務人員、(二)取引相手方の委託を受けて関連する事務を取り扱う単位または個人、(三)職権または影響力をを利用して取引に影響する単位または個人。</p> <p>経営者は、取引活動において、明示の方式により取引相手方に対し割引を支払、または仲介人に対しコミッションを支払うことができる。経営者は、取引相手方に対し割引を支払、または仲介人に対しコミッションを支払う場合には、ありのままに記帳しなければならない。割引またはコミッションを受けた経営者も、ありのままに記帳しなければならない。経営者の業務人員が贈賄を行った場合には、経営者の行為と認定しなければならない。ただし、経営者が、当該業務人員の行為と経営者のため取引の機会または競争の優位性の取得をはかることが関係のないことを証明する証拠を有する場合を除く。</p>	<p>第八条 経営者は、取引の機会または競争の優位性の取得をはかるため、財物の給付その他の手段を採用して次に掲げる単位または個人に賄賂を供与してはならない。(一)取引相手方の業務人員、(二)取引相手方の委託を受けて関連する事務を取り扱う単位または個人、(三)職権または影響力をを利用して取引に影響する単位または個人。</p> <p style="color: red;">前項に定める単位および個人は、賄賂を收受してはならない。</p> <p>経営者は、取引活動において、明示の方式により取引相手方に対し割引を支払、または仲介人に対しコミッションを支払うことができる。経営者は、取引相手方に対し割引を支払、または仲介人に対しコミッションを支払う場合には、ありのままに記帳しなければならない。割引またはコミッションを受けた経営者も、ありのままに記帳しなければならない。経営者の業務人員が贈賄を行った場合には、経営者の行為と認定しなければならない。ただし、経営者が、当該業務人員の行為と経営者のため取引の機会または競争の優位性の取得をはかることが関係のないことを証明する証拠を有する場合を除く。</p>
<p>第19条 経営者が第7条の規定に違反して他人に賄賂を贈った場合には、監督検査部門が違法所得を没収し、10万人民元以上300万人民元以下の罰金を科する。情状が重大であるときは、行政処罰として営業許可証を取り消す。</p>	<p>第24条 関係単位が第8条の規定に違反して他人に賄賂を供与し、または賄賂を收受した場合には、監督検査部門が違法所得を没収し、10万人民元以上100万人民元以下の罰金を科する。情状が重大であるときは、100万人民元以上500万人民元以下の罰金を科すものとし、行政処罰としての営業許可証の取消を併科することができる。経営者の法定代表者、主たる責</p>

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面的専門家にご相談くださいようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

	任者および直接責任者が贈賄の実施について個人としての責任を負い、ならびに関係する個人が賄賂を收受した場合には、監督検査部門が違法所得を没収し、100万人民元以下の罰金を科する。
--	--

上述の対照の通り、今回の改正における商業賄賂関連規定の主な変化には、次のいくつかのポイントがあることがわかる。

1. 「收賄者」も「反不正競争法」の規制対象に

改正前の「反不正競争法」第7条および第19条では、「贈賄」側のみを規制・処罰の対象としており、「收賄」側の処理については言及されていなかった。実務においては、市場監督管理部門が商業賄賂に関する行政事件を処理する際、直接「反不正競争法」に基づいて收賄者を処理できない場面がしばしば見られた（なお、收賄金額が刑事立件基準に達した場合には公安部門へ移送して処理することができ、また、関連の処罰規定を有する他の法律・法規を援用することも可能である）。しかしながら、双方の行為が揃って初めて成立する違法行為であるため、商業賄賂における「贈賄者」と「收賄者」は必ず同時に存在する。また、多くの状況において、商業賄賂の発端は、しばしば「收賄者」の賄賂請求行為にある。このような事情から、「贈賄者」だけを処罰することは公平を欠くおそれがあり、商業賄賂の取締りの実効性という点でも十分とはいえない。そのため、今回改正された第8条では、「收賄者」を同法の規制範囲に明確に含めたうえで、「贈賄者」と同一視し、等しく重い処罰を科すこととしている。

2. 商業賄賂の違法行為における「双方処罰制度」を新設

改正前の「反不正競争法」に依拠した場合、商業賄賂の違法行為に対する処罰は、多くの場合、職務従事者の所属する組織（企業その他の形式の組織を含む）に向けられていた。しかしながら新法においては、賄賂の実施について個人的責任を負う、経営者（注1）の「法定代表者、主たる責任者および直接責任者」を処罰対象に明確に含め、かつ、個人に対する罰金は最高100万人民元まで科すことができるとなった。

3. 処罰方式の細分化と懲罰措置の強化

旧法は、処罰方式の設定が比較的単純で、2つの段階しかなかった。すなわち、基礎的な情状である場合は10万人民元以上300万人民元以下の罰金とし、情状が重大である場合は営業許可証を直接取り消すというものである。一方、新法では、罰金の水準を引き上げるとともに、罰金を2段階に分けている。基礎的な情状の違法行為である場合は10万人民元以上100万人民元以下の罰金を科し、情状が重大である場合には、一律に営業許可証を取り消すのではなく、100万人民元以上500万人民元以下の罰金を科すとともに、状況に応じて営業許可証を取り消すかどうかを判断することとしている。

次に、市場秩序を整え、公平な競争を維持する最前線の法律法規として、「反不正競争法」は、これに関連する「中華人民共和国刑法」等と比較して適用のハードルが低く、適用範囲も広い。そのため、以下の点に注意を要する。

1. 今回の改正の第8条においては、「財物」について「給付」の文言が追加された。しかし、だからといって、本条を適用するにあたり「客観的な直接の引渡し」が必須の前提となることを意味するもので

(注1) 「反不正競争法」第2条第3項

この法律において「経営者」とは、商品の生産若しくは経営又はサービスの提供（以下において「商品」には、サービスを含む）に従事する自然人、法人及び非法人組織をいう。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面的専門家にご相談くださいようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

はない。関連する証拠によって裏付けられるのであれば、第三者を介した「間接的な引渡し」や、承諾の形で実施される「将来的な引渡し」等であっても、本条の適用に影響はない。当然ながら、贈賄の方法には、単に金銭や物品を直接贈与する場合だけでなく、旅行の手配、接待供応、費用の精算といった各種の利益移転の手段も含まれる。

2. 「反不正競争法」では、商業賄賂行為の適用において「中華人民共和国刑法」上の「贈収賄」とはやや異なり、「不正な利益の取得」を目的とすることが求められていない。「取引の機会または競争の優位性の取得をはかる」行為である限り、不正な利益に関わるか否かを問わず、商業賄賂行為と認定される可能性がある。また、いわゆる「取引の機会または競争の優位性の取得をはかる」ことの境界が明確ではないため、双方に業務上のやり取りがある場合、または将来的にその可能性がある場合には、贈答が「取引の機会または競争の優位性の取得をはかるため」と認定される可能性がある。さらに、「反不正競争法」は「中華人民共和国刑法」とは異なり、明確な適用金額基準が存在しない。そのため、適用の下限が相対的に曖昧となっており、十分な注意を要する。
3. 今回の改正では、附則の部分に以下の第40条が新たに追加され、今後は境外で実施される「不正競争行為」(商業賄賂行為を含む)であっても「反不正競争法」を同様に適用し、関連部門が同様に処分する権限を有することが明確にされた。

第40条 中華人民共和国の境外においてこの法律に定める不正競争行為を実施し、境内の市場競争の秩序を攪乱し、境内の経営者または消費者の適法な権益を損なった場合には、この法律および関係する法律の規定により処理する。

最後に、以下の点を企業の経営管理者の参考として提示する。

1. 経営活動においては、受領であれ支払であれ、すべての割引やコミッション等は、法により明示された方式で行い、かつ、法にしたがって記帳しなければならない。これは従前から繰り返し指摘されてきた点であるが、今回の法律改正から、今後の法律の執行がより強化され、一層厳格になることが予想される。そのため、企業側は決して軽視せず、十分に注意を払うべきである。
2. 会社従業員に対しては反商業賄賂に関する教育を適切に行うことが望ましい。とりわけ、收賄者が明確に「反不正競争法」の規制に組み入れられたこと、および「双方処罰制度」が導入されたことについて、従業員へ十分に注意喚起しておく必要がある。いかなる者であっても、自分だけは大丈夫だろうという気持ちで関連する違法行為に及ぶべきではなく、会社に対しても、また、自分自身に対しても責任ある行動をとらなければならない。
3. 企業の管理層にとって、「双方処罰制度」の導入は、疑いなく関連する管理責任を高めるものである。したがって、関連する人員は、警戒を高め、不適切なスキームや行為等を明確に否定しなければならず、不法行為を放任したり、ましてそれに自発的に策画したり、参与したりしてはならない。そうでなければ、会社のみならず、個人も相応の法的責任を負うことになる。
4. 政策への関心を継続する必要がある。過去の事例を見ると、反腐敗の重点業界に対しては、関連部門による調査・処理の程度が大きく、取締り基準もより厳格化する傾向にある。たとえば、近年中国政府は医療業界の腐敗問題を非常に重視しているため、医薬品、医療機器、医療サービス等の関連業界の企業は、特に注意を払うべきである。

以上

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださいようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

キャストグローバルグループは、中国やASEAN、日本でビジネスを展開するクライアントのさまざまなニーズに対し、法務、会計・税務、人事・労務、マーケティングのスペシャリストである弁護士・会計士・司法書士・行政書士・社会保険労務士等異なる10における資格を有する専門家が集い、各分野の強みを有機的に結合して国内21拠点、国外8拠点、ワンストップで最適なソリューションを提供する、ユニークなグローバルコンサルティングファームです。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださいようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

TOPICS	人事・労務関連情報	PERSOLKELLY China Co., Ltd 英創人材服務(上海)有限公司 Director 井手 寛暁 E-mail: info_cn@persolapac.com
	中国におけるAIの職場活用	
	SMBC China Monthly	

■調査の概要

PERSOLグループが2024年2月から3月にかけて実施した「Workforce Insights 2024」調査は、アジア太平洋地域12の国・地域の計2,409名を対象に、AIの職場導入の実態と意識を探りました。本調査では、従業員規模10名以上の企業に勤める従業員に対し、AIの活用状況、導入目的、予想される影響、必要なスキルや対策等、多角的に質問しています。業種は金融、製造、IT、小売、医療等、多岐にわたります。本コラムでは、その中でもAI導入が急速に進み、独特的の展開を見せる中国市場に焦点を当て、調査結果の分析と将来の展望を考察します。

■中国における職場でのAI活用と人々の受け止め方

調査結果から、中国はAPAC地域の中でも特にAIの職場導入が進んでおり、企業の87%がすでにAIを活用しているか、その導入を積極的に検討しています。この割合は、APAC平均の80%を上回り、オーストラリア(35%)や韓国(低い採用率)等と比較して突出して高いことが特徴です。中国企業がAI導入を推進する主な目的は、「業務効率の向上」(54%)、「生産性の向上」(47%)、そして他市場には見られない特徴として「間接費の削減」(50%)が上位に挙がっています。コスト構造全体の最適化を強く意識する、実利重視の姿勢がうかがえます。

一方、従業員の意識には慎重な側面も垣間見えます。中国の労働者の67%が「AIは自分の仕事の仕方を変えるだろう」と感じており、41%は「今後5年内にAIが自分の仕事を奪う可能性がある」と懸念しています。これはシンガポールと同水準の高い数値です。このような雇用への影響に対する懸念の高さを反映してか、企業側の対策も特徴的です。AI導入に伴う潜在的雇用喪失への対策として、「社内での新しい職務の創出」を挙げた中国企業は60%にのぼり、APAC地域で最も高い状況です。単なる人員削減や現職の維持ではなく、AIを契機とした業務構造と雇用構造の積極的な再編成を志向する傾向が強いといえます。

■中国企業におけるAIの利用方法と将来の職場状況

現在、中国企業で最も活用が進んでいるAIアプリケーションは、AIチャットボット・仮想アシスタント(28%)、顧客サービス(25%)、マーケティング(22%)です。これらは効率化と顧客体験の向上に直結する領域といえるでしょう。さらに、AIの影響は部門別ではIT部門(49%が影響を受けると回答)で最も大きく、次いで人事(42%)、顧客サービス/オペレーション(35%)、製造(34%)へと及ぶと見られています。これは、AIが単なる業務支援ツールではなく、企業のコアプロセスと人材配置の根本的な見直しを促していることを示唆しています。

こうした動きは、中国政府が社会全体へのAI統合に向けて巨額の投資を表明していることとも連動していると推測されます。将来の職場では、定型業務の自動化が一層進み、それに伴って「監督・管理」「創造・戦略」「人間関係を要する高度な顧客対応」等の役割に人材リソースが再配分されると推測されます。また、58%の中国企業が「1年内にAI関連ポリシーを策定・実施する」と回答しており、法整備と企業の自主的なガバナンス構築が急速に進む環境が整いつつあります。このスピード感は、変化の激しい中国市場で競争優位を維持するために不可欠な要素だと考えます。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面的専門家にご相談くださいようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

■AIによる自社ビジネス強化/AIと協働する人材ポートフォリオ

AIの影響について、「仕事を奪う」という側面ばかりが強調されがちですが、本質的に重要なのは「AIと如何に協働するか」という視点だと考えます。特に事業環境の変化が速く、競合への対応スピードが求められる中国市場では、AIを単なる効率化ツールとしてではなく、自社のサービス提供の構造そのものを変革するために導入する志向が強まっていると考えます。

AIの活用により、現状と同様のサービスを提供する場合でも、その内部の業務プロセスは劇的に変化することが想定されます。一部の業務は完全に自動化され、仕事の分配のあり方が変わり、必然的に求められる人材ポートフォリオも変わります。自社が求めるべき人材像や職場での働き方・協働のあり方も変化するでしょう。たとえば、これまで正社員5名で行っていた定型的なデータ分析や報告業務が、AIツールを監督・活用する正社員1名と、部分的な入力やチェックを行うパート社員(時間制柔軟勤務の活用や、経験豊富な高齢人材の再活用等)3名で実施できるようになることがイメージされます。これにより、コア人材はより付加価値の高い業務に集中できるようになります。

一方、より積極的な活用として、自社が有する独自のデータ資産を活用した新たなサービス創出が考えられます。過去の顧客との対話ログ、社内でのブレインストーミングの議事録、製品テストデータ、サプライヤーとの交渉履歴等は、適切に処理・分析されれば、競合他社には真似のできない洞察や新サービスを生み出す「宝の山」となる可能性があります。

中国の化粧品大手企業の事例では、AIを導入して業務プロセスの効率化・自動化を進めただけでなく、これまでハイスペック人材に依存していた研究開発の初期スクリーニング、顧客の肌質に応じた製品カスタマイズ提案、新規事業の市場予測等の業務のうち、実に80%近くをAIシステムで補完・代替しています。AIによる自動化精度が上がらない等の問題点は散見されるようですが、所期の目的をある程度達成できたと聞いています。これにより、AI対応能力を有する高度人材はより革新的な核心部分の業務にリソースを集中させています。

中国市場で活動する日系企業においても、この流れに乗り遅れないことが必須だと考えます。まずは自社の強み(たとえば、日本ならではの細やかな品質管理データ、長期的な顧客関係の蓄積、特定技術におけるノウハウ等)を明確にし、その強みにフォーカスしたAI活用シナリオを策定する必要があります。すべてを自前で開発する必要はなく、中国国内で急速に発達しているAIプラットフォームやソリューションを積極的に取り入れ、自社のビジネスモデルに組み込む柔軟な発想と実行力が鍵となると考えます。AIと人間がそれぞれの得意分野で協働し、ビジネスの持続的成長を実現する「人材ポートフォリオ」の再設計が、これからの中中国市场における競争力の源泉となると考えます。

英創人材服務(上海)有限公司(PERSOLKELLY China)

華東、華北、華南地域を中心に、中国全土にて日系企業向けに人材紹介サービスを提供。1996年の事業開始以来、幅広い業種職種の人材紹介を行っており、これまでに13,000社以上の実績がある。人材紹介事業のほか、「企業とともに成長・変革を実現するパートナー」として、人事戦略立案～労務・教育・人事制度策定をご支援してまいりました。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは單に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面的専門家にご相談くださいようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

REPORT

マクロ経済レポート

中国経済展望

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

副主任研究員 室元 翔太

E-mail: muromoto.shotan7
@jri.co.jp景気は減速

◆内需を中心とした景気は減速

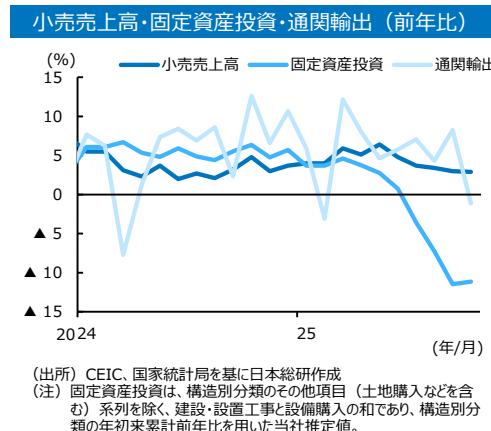
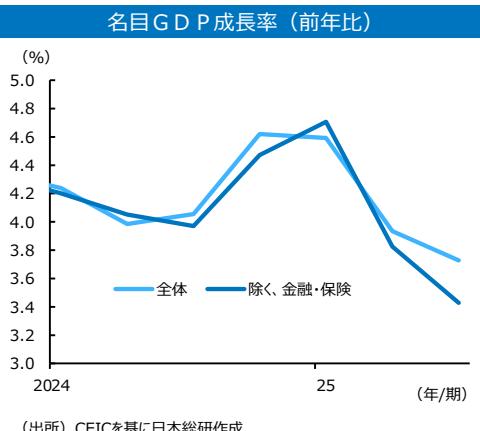
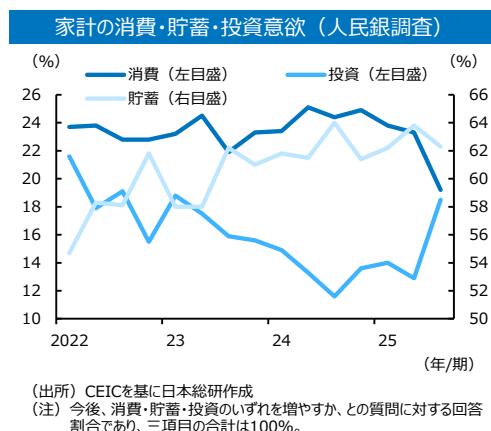
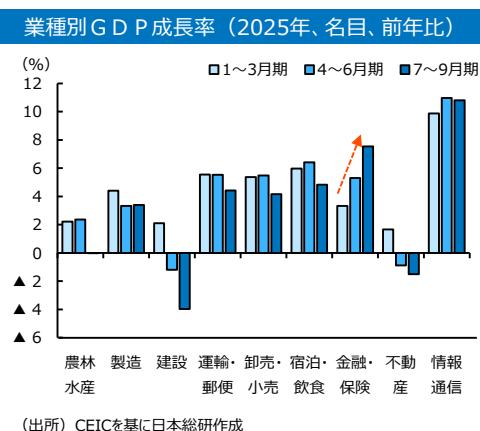
景気は減速。7~9月期実質GDPのうち、総資本形成の寄与は低下した一方、最終消費支出、純輸出の寄与は横ばい。もっとも、最終消費支出には、貯蓄動機による金融セクターへの支出(手数料や生命保険等)が消費として反映された可能性。最近の株高の影響等から、家計の投資意欲は高まる反面、消費意欲は上がりず。金融セクターを除くGDP成長率は、全体の成長率と比べて▲0.3%pt小さく、実需面の成長率は弱含み。

10月以降も、内需は減速方向。小売売上高は、政府による耐久消費財の買い替え促進策の効果はくろ落により、財消費を中心に伸びが鈍化。固定資産投資は引き続き大幅に減少。①設備更新補助金の効果低減、②過剰生産能力解消に向けた動き、③不動産投資の停滞、④インフラプロジェクトの一巡、等の様々な要因が影響。

また、10月には、輸出も前年割れ。カレンダー要因が影響したほか、11月初めに控えていた関税率引き上げの延長期限が迫るなかで出荷が抑制されたことが主因であり、外需は増勢を維持している公算大。

◆先行きも景気はさらに減速する見込み

先行きの景気は、内外需ともに減速すると予想。外需は、半導体関税の導入により、ASEAN・NIEsから米国への電子機器の輸出が減速することで、中国からアジア地域への輸出も足踏みする見込み。内需は、現在の押し下げ要因が継続する見通し。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面的専門家にご相談くださいようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

外需は減速へ

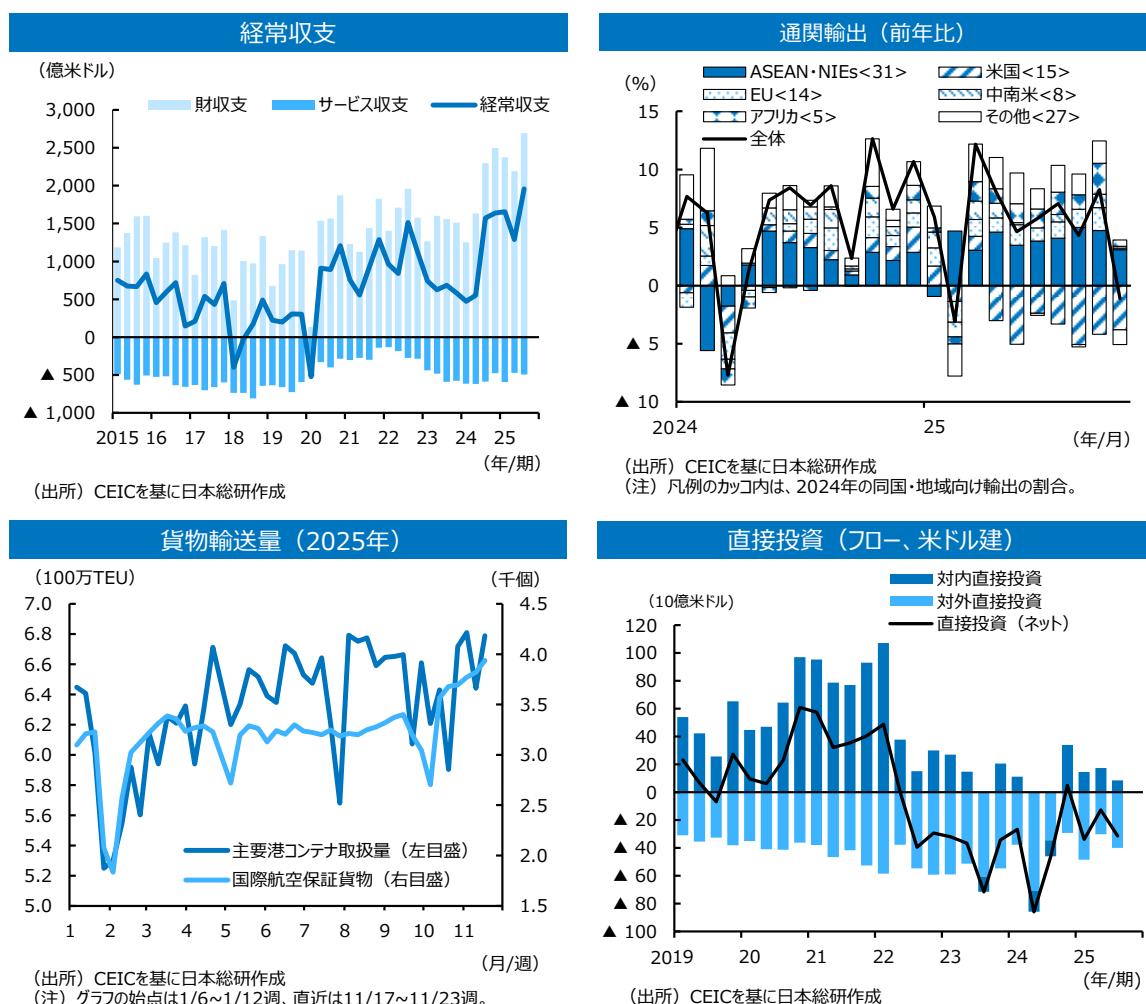
◆半導体関税、供給網再編が重石に

外需は増勢を維持。7~9ヶ月期の経常収支は1,956億米ドルと、四半期ベースでは過去最高水準。^① ASEAN・NIEsからの対米電子機器輸出の大幅増加に対応し、中国から同地域向けの中間財輸出が増加していること、^②輸出先多角化によってEU・アフリカ等への輸出が増加していることが背景。また、10月の輸出は前年割れとなるも、カレンダー要因(営業日:前年19日→本年18日)が影響したほか、11月初めからの関税率引き上げを警戒して出荷が抑制されことが影響。米中首脳会談を経て、関税率の引き上げが1年間延期されたことから、先行き不透明感は後退しており、コンテナや航空貨物の取扱量はすでに9月以前の水準まで回復。

今後、外需は減速する見込み。半導体関税の導入が予想されるほか、グローバルサプライチェーン再編に向けた動きが強まることが逆風。グローバル一律で最終製品まで含む半導体関税の導入は、ASEAN・NIEsの対米電子機器輸出に影響し、同地域へ中間財を供給する中国の輸出も減少する見込み。加えて、米国IT大手がサプライチェーンをASEAN等へ移管する動きも、外需を下押し。

◆直接投資は流出超過が継続

7~9月の直接投資は▲3百億米ドルの流出超過。脱中国依存の動き、地場企業との競争激化、不透明な法運用が足かせとなり、対内直接投資が低調。直接投資の流出超過は継続する見込み。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださいようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

消費は減速、政策効果が息切れ

◆消費は財、サービスともに減速

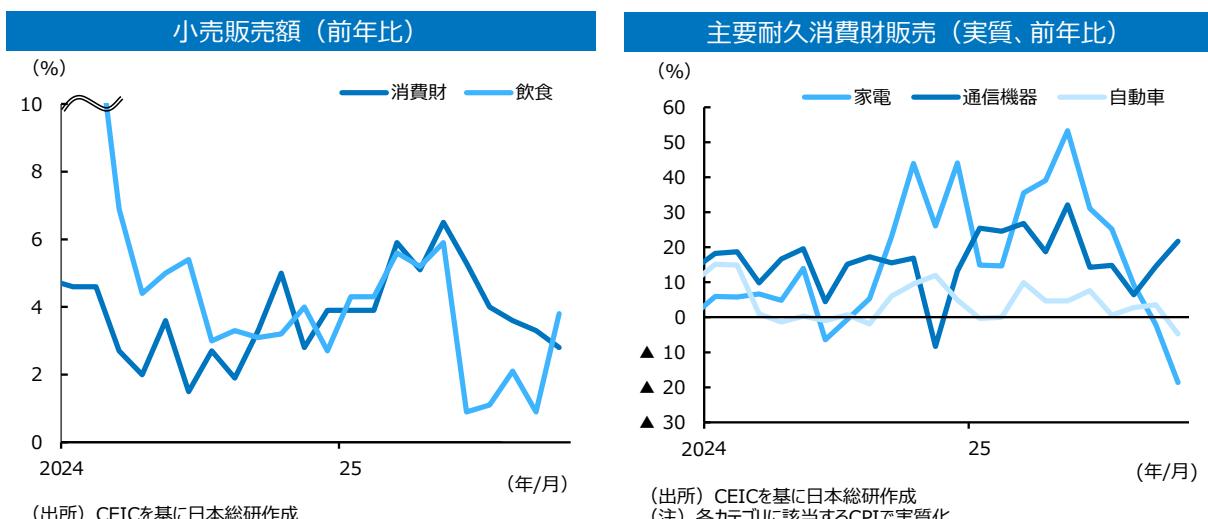
10月の消費は引き続き減速。財部門では、政府による耐久消費財の買い替え補助金の効果が引き続き低下。新型スマートフォンの発売等で通信機器の伸びが拡大するも、一時、前年比+5割となった家電の伸びがマイナス圏に転落。飲食サービスも、政府による喫約令の影響で、6月以降の伸びが鈍化。10月は国慶節の連休が昨年よりも1日多かったことから、一時的に上振れ。

先行き、消費はさらに減速する見込み。買い替え補助金の下期枠分の配分や消費者ローンの利子補給、サービス消費喚起策が図られるも、総じてみれば消費押し上げ効果は低下する見込み。軟調な雇用環境を背景に、消費者マインドは悪化しており、自律的な消費回復には期待できず。

◆住宅市場は長期停滞

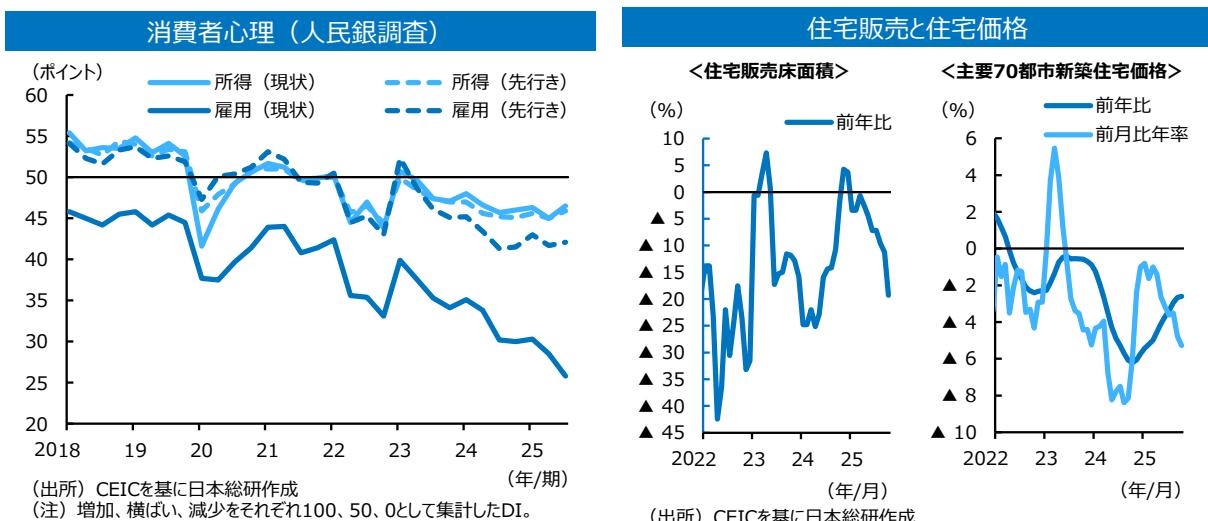
住宅市場は減速感が強まる状況。昨年後半に、住宅ローン金利引き下げ等の政策効果により販売・価格が持ち直したもの、本年入り後には、政策効果が薄れるなかで再び下落。

先行き、住宅市場の停滞は継続する見込み。足元では、政府が、初めて住宅を購入する家計への利子補給を全国的に行なうことを検討している旨が報じられており、これが実施されれば、住宅需要を押し上げる可能性。もっとも、住宅の過剰在庫解消にはなお数年を要する見通しであり、効果は一時的にとどまる公算。



(出所) CEICを基に日本総研作成

(出所) CEICを基に日本総研作成
(注) 各カテゴリに該当するCPIで実質化。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面的専門家にご相談くださいようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

固定資産投資の力強い回復は望めず

◆固定資産投資は急減速

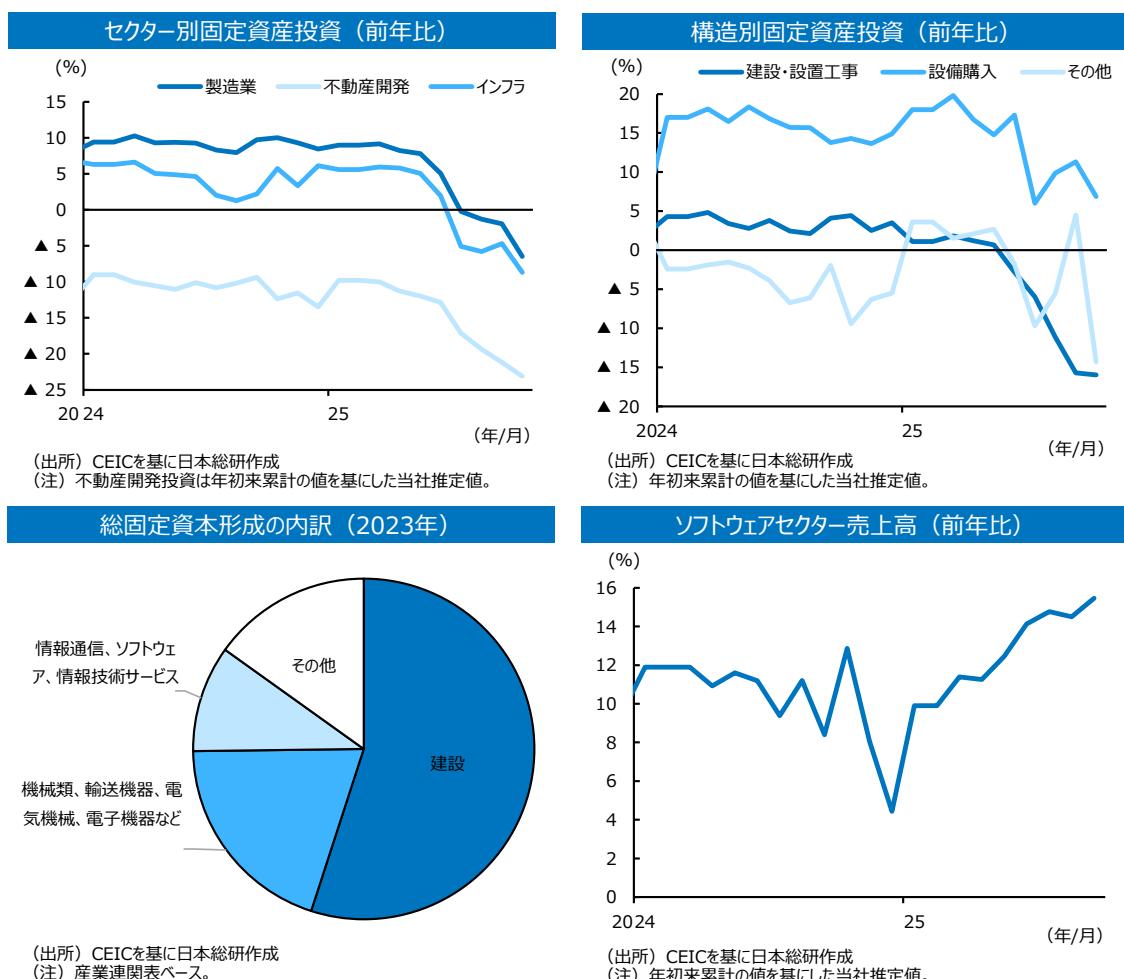
10月の固定資産投資は前年比▲11.2%と、4ヵ月連続のマイナス成長。製造業、不動産開発、インフラのすべての主要分野で前年割れ。

製造業では、政府・企業から過剰生産能力を解消するとの方針が相次いで打ち出されていることが影響。政府の設備更新補助金の効果が一巡したことの一因。不動産関連投資は、過剰在庫の調整圧力が継続しており、長期停滞を続ける見通し。インフラは、昨年の大型プロジェクトによる押し上げ効果がはく落。また、地方特別債の発行目的がインフラ以外の用途を中心に拡大しており、地方政府傘下企業の債務圧縮が優先されている可能性。

固定資産投資が弱い反面、無形資産投資は増加している模様。総固定資本形成の1割を占めるソフトウェア関連の売上高は、AI関連を中心に高い伸び。

◆先行きも停滞感が強い状況が継続

先行き、投資の力強い回復は見込み難い状況。国家重点プロジェクト等の大型案件の着工開始が見込まれるため、インフラ投資は本年末から来年前半に持ち直す可能性。もっとも、住宅需要の停滞や製造業の過剰生産能力の削減圧力が継続することから、多くのセクターで投資は弱含む見込み。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださいようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

デフレ圧力は継続

◆インフレ率の持ち直しは続かず

10月のCPI(コア)は前年比+1.2%と、上昇ペースが加速。国慶節の連休が昨年対比1日多かったことにより、旅行サービス価格が上昇。さらに、主要支出カテゴリに含まれない「その他」価格が上昇しており、これは、金の国際市況の急騰が主導。こうした影響を除けば、インフレ率の伸びは依然低迷。また、9月まで高めの伸びを続けてきた家電価格は10月に下落に転化。買い替え支援策の効果が低下したこと、需給が軟化し、価格を押し下げ。

10月のPPIは前年比▲2.1%と、マイナス幅を縮小。もっとも、昨夏以降の国際商品市況の変動による影響が大きく、デフレ基調は不变。

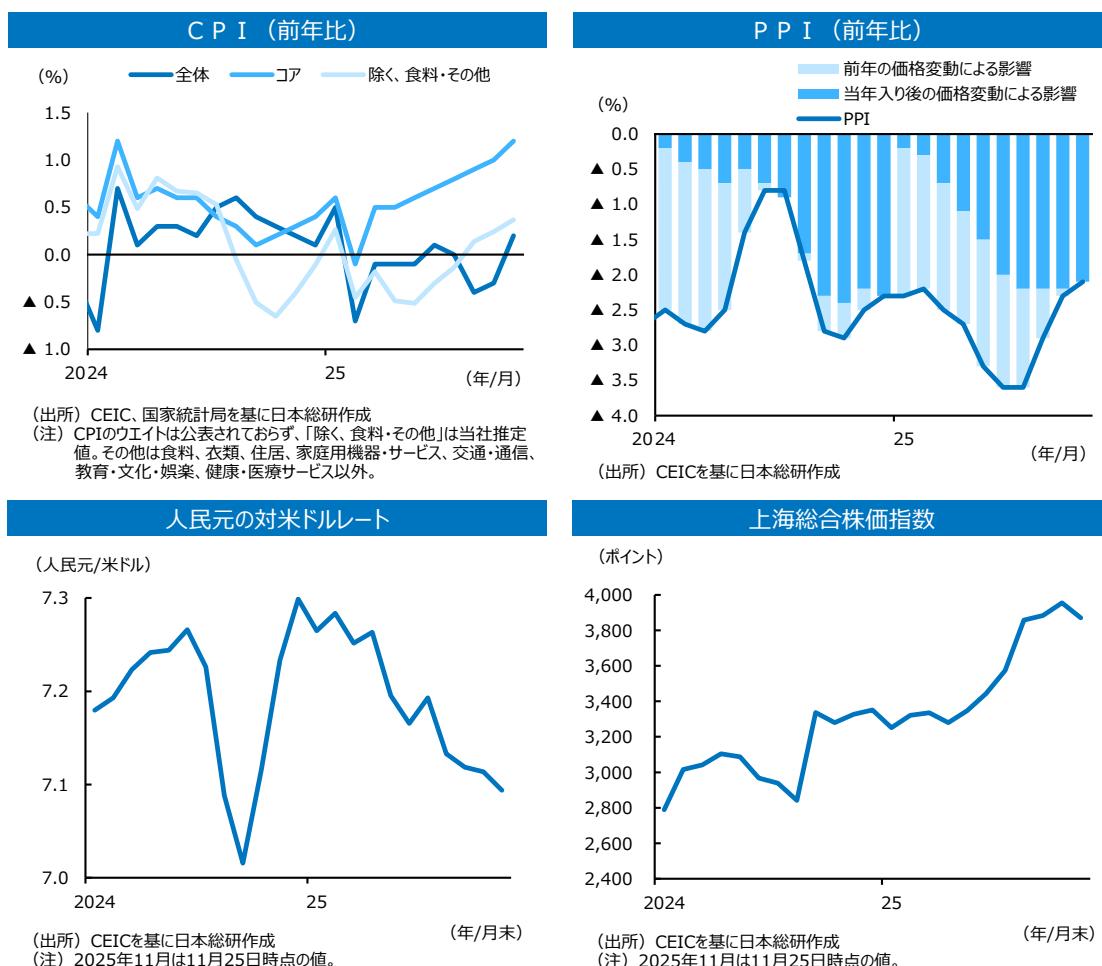
先行きのインフレ率は低位にとどまる見込み。内需の減速が続くことで、デフレ圧力も継続する公算。

◆対米ドルレートは増価

10月の人民元の対米ドルレートは、米国の利下げが続くなからで小幅な増価が継続。先行き、中国景気の減速により、人民銀行の利下げ観測が強まることで、人民元の増価圧力は徐々に弱まる見込み。

◆株価は高値で推移

5月以降、株価は上昇。①米中の関税合意、②政府による価格競争抑制への取組、③不動産に代わる投資先としての資金流入が背景。先行き、中国景気の減速が重石となり、上昇ペースは緩やかにとどまる見込み。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださいようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

為替情報

通貨見通し

三井住友銀行

市場営業統括部

シニア・エコノミスト

大野 悠治

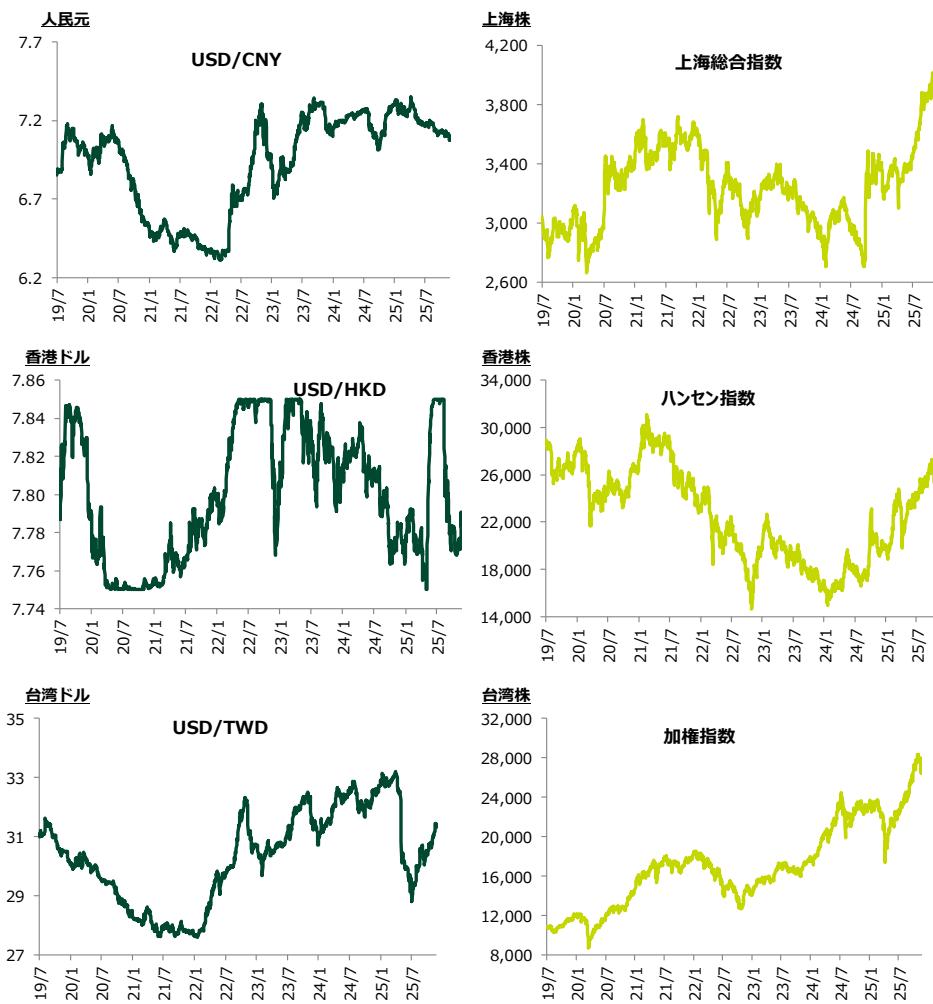
E-mail: Ono_Yuji@dn.smbc.co.jp

■中国人民元 ■香港ドル ■台湾ドル

SMBC China Monthly

		2025/9	2025Q4			2026Q1			2026Q2			2026Q3			2026Q4		
			下限	～	上限												
USDCNH	レンジ		7.03	～	7.21	6.93	～	7.27	6.91	～	7.26	6.90	～	7.25	6.89	～	7.24
	未値	7.13				7.11			7.10			7.08			7.08		
CNHJPY	レンジ		20.19	～	22.80	19.96	～	22.88	19.79	～	22.79	19.69	～	22.68	19.59	～	22.57
	未値	20.75				21.52			21.41			21.33			21.19		
USDTWD	レンジ		29.80	～	32.80	29.80	～	32.60	29.60	～	32.40	29.60	～	32.40	29.50	～	32.20
	未値	30.46				31.30			31.20			31.00			31.00		
TWDJPY	レンジ		4.60	～	5.10	4.60	～	5.10	4.60	～	5.10	4.50	～	5.00	4.50	～	5.00
	未値	4.86				4.89			4.87			4.87			4.84		
USDHKD	レンジ		7.75	～	7.83	7.75	～	7.81	7.75	～	7.80	7.77	～	7.82	7.78	～	7.83
	未値	7.78				7.76			7.76			7.76			7.78		
HKDJPY	レンジ		18.52	～	20.77	18.44	～	20.65	18.33	～	20.52	18.17	～	20.35	18.01	～	20.18
	未値	19.00				19.72			19.59			19.46			19.28		

※Q1:1-3月期、Q2:4-6月期、Q3:7-9月期、Q4:10-12月期



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださいようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行